

第1章 輸出事前確認

◎ 本章のポイント

この章では農林水産物・食品を輸出するために必要な動植物検疫をはじめとする手続について述べている。また、輸入者のために必要な輸出者側が提出しなければならない書類や情報についても述べている。これらの書類や情報を取得して、輸入者に送らねばならない。

本章は、以下の3つで構成されている。

- I. 日本の輸出規制
- II. 中国の輸入規制
- III. 中国の検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

I. 日本の輸出規制

日本から輸出する際は、動植物検疫等をはじめとし、輸出制限がかかっている品目があるので、それらの品目の紹介と申請官庁、申請の仕方を解説する。

II. 中国の輸入規制

中国では、農水産物・食品については、原則的に輸入ができない品目がある。また、輸入国側で特別な申請が必要という場合があり、輸入が難しい品目がある。

輸入者は輸入ができる品目しか貿易しないが、本章を読み、あらかじめ「この品目は輸出できるのだろうか」というチェックに利用いただけたらと思う。

III. 中国の検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

Iで日本国の輸出制限、IIで中国の輸入可否を確認したうえで、制限を受けないものは輸入が可能となるが、所轄官庁において動植物検疫や食品の安全性の観点から輸入時の審査が必要となる。

その手続の詳細は4章で述べているが、ここでは、輸入者がこれらの許可を得るために、輸出者側で対応が必要となることを述べている。所轄官庁への申請は輸入者が行うが、申請には輸出者側が用意しなければならない書類や情報がある。これを解説しているのが当パートである。これらの書類や情報をあらかじめ提供できれば、輸入でのトラブルが少なくなる。輸入者から「この情報がほしい」と求められる前に、あらかじめ準備しておく配慮が望まれる。

I. 日本の輸出規制

日本は、現在輸出は原則自由で、基本的には規制をかけていない。しかし、例外的に『外国為替及び外国貿易法』（略称外為法）や『輸出貿易管理令』といった法令に基づき、農林水産物及びその加工食品について、輸出通関の前に許可または承認を受けなければならない品目がある（【表 1－1】）。

【表 1－1】輸出許可または承認が必要な品目および管轄官庁

具体的品目	管轄官庁	法令
ふすま、こめぬか、魚粉・魚かす、配合飼料、はっかの種子・苗、しいたけの雑菌、からまつの種子せん、かば、ならの丸太（そま角および最小横断面における丸身が30%以上の製材を含む）、うなぎの稚魚、冷凍あさり・はまぐり・いがい、希少野生動植物及びその卵、種子、はくせい、加工品、それらから派生したもの	経済産業省貿易協力局貿易管理部安全保障貿易審査化貿易管理課	・外国為替及び外国貿易法 ・輸出貿易管理令
天然記念物（原則輸出禁止）	文化庁文化財部伝統文化課	文化財保護法第44条
鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵など（鳥類：おしどり、やまどり、ひばり、つぐみ 哺乳類：たぬき、きつね、いたち）	環境省自然局野生生物課	鳥獣の保護、狩猟の適正化に関する法律
麻薬、向精神薬、麻薬などの原料	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	大麻及び向精神薬取締法
大麻草、大麻草製品		大麻取締法
あへん、けしががら		あへん法
麻薬、向精神薬、麻薬などの原料		覚せい剤取締法
犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省消費・安全局衛生管理課	狂犬病予防法
偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、うずら、がちょう、蜜蜂、ソーセージ、ハム、ベーコンなど		家畜伝染病予防法
顕花植物、しだ類またはたせんたい類に属する植物、有害植物（細菌、寄生植物など）、有害動物（昆虫、ダニなど）	農林水産省消費・安全局植物防疫課	植物検疫法

出所：『関税六法』、税関ホームページ（<http://www.customs.co.jp>）

さらに、絶滅のおそれのある野生動植物を保護する名目で定められた国際条約（『ワシントン条約』）に基づいて、輸出許可証の取得が必要となる品目がある（P.3【表 1－2】）。

【表１－２】ワシントン条約により輸出が規制されている主な品目

項目	内容
生きている動物	ヒグマ、カメ、アフリカ象、ピラルクー、ホグアイランドホア
漢方薬	熊肝、牛黄清心丸、虎加工品
象牙・同製品	象牙、象牙彫刻品
毛皮・敷物	オオカミ毛皮、チンチラ毛皮、トラの毛皮の敷物、ヒョ皮敷物
皮革製品	テグトカゲ革製紳士靴、アミメニシキヘビ革製ブーツ
ハンドバック・ベルト・財布など	インドゾウ革製バッグ、オオトカゲ革製ハンドバッグ、アミメニシキヘビ革製ベルト、各種ワニ革製バッグ、ダチョウ革製ウエストポーチ
はく製・標本	アオウミガメ、アカエリトリバネアゲハ、ウンピョウ、オオフクチョウ、ヒグマ、キングコブラ、センザンコウ、ノスリ、ハヤブサ、ヒョウ、ベンガルヤマネコ、アフリカライオン、ワニ
アクセサリ	タイマイのカンザシ、サンゴ＆プラルクのウロコ製品、パナメガネカイマン(ワニ)製ベルト付き時計
その他	胡弓、ミドリシサンゴ、オオシャコガイ、ゾウの足の腰掛、駝鳥の卵・製品、ヘゴ

出所：税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）

1. 経済産業省が管轄する品目の手続

『外国為替及び外国貿易法』や『輸出貿易管理令』で規制されている品目を輸出する場合は、経済産業省の輸出の許可・承認を受けなければならない。申請先は、経済産業省あるいは税関（経済産業省から輸出承認の権限が税関に委任されている場合）である。

経済産業省あるいは税関が輸出（許可・承認）申請書及び必要書類を点検し、申請書に許可・承認番号を付し、許可・承認の旨を記入し署名すれば、輸出許可・承認証となる（【図１－１】）。

【図１－１】輸出（許可・承認）申請の流れ

業務の流れ	業務主体	申請官庁 機関	説明事項
輸出（許可・承認）申請書の作成	輸出者または その代理人		輸出について数量規制や品質 規制が行われている貨物につい て、審査に必要な性能、主要材 料、品質、品番などを記入する
輸出（許可・承認）申請		経済産業省 または税関	
審査	経済産業省ま たは税関		
許可または承認			『輸出承認証』（Export Licence; E/L）が発行される

税関が申請先になる場合は、函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司及び長崎の8 税関のほか沖縄地区税関が設置されているので、その税関長が申請先となる（【図1－2】）。また税関支署（68 ヲ所）、税関出張所及び税関支署出張所（127 ヲ所）があるので、それらの窓口で申請が受けられるかどうか、問合せが可能である。

【図1－2】日本税関の分布

税関	住所	電話番号
函館税関	北海道函館市海岸町24-4 (函館港湾合同庁舎)	0138-40-4262
東京税関	東京都江東区青海2-56 (東京港湾合同庁舎)	03-3529-0700
横浜税関	神奈川県横浜市中区海岸通1-1	045-212-6000
名古屋税関	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-654-4100
大阪税関	大阪府大阪市港区築港4-10-3 (大阪港湾合同庁舎内)	06-6576-3001 ～5
神戸税関	兵庫県神戸市中央区新港町12-1	078-333-3100
門司税関	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10(門司港湾合同庁舎)	093-332-8372
長崎税関	長崎県長崎市出島町1-36	095-828-8619
沖縄税関	沖縄県那覇市通堂町4-17	098-863-0099

出所：税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）

2. 農林水産省が管轄する品目の手続(動物)

日本の『家畜伝染病予防法』、『狂犬病予防法』に該当するものは、輸出検疫を受けなければ輸出できない（【表 1－3】）。

【表 1－3】家畜伝染病予防法による輸出規制品

番号	品目		説明
①	動物および その死体	偶蹄類の動物および馬	これらの初生ひなであって、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港または飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。
		鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう	
		犬	
		みつばち	
		兎	
②	鶏、あひる、七面鳥、うずらおよびがちょうの卵		
③	①の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱および臓器		
④	①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふんおよび尿		
⑤	①動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉		
⑥	③の物を原料とするソーセージ、ハムおよびベーコン		

注) 狂犬病予防法に該当するのは、犬、猫、あらいぐま、きつねおよびスカンク

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

①生きている動物の場合

偶蹄類の動物及び馬、またそれらの精液を輸出する場合には、輸出の 90 日前までに事前の届出又は申請が必要である。輸出動物は、申請に基づき係留施設に収容し、係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、家畜防疫官により検査が行われる。検査は、採血等により標本を採取し、臨床・血清・微生物・理化学・病理学等獣医学の技術を駆使して行われる。

検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは病原体をひろげるおそれのある動物については、返送又は屠殺処分され焼却される。検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、輸出検疫証明書が交付される(P.6 【図 1－3】)。

【図 1－3】 生きている動物の輸出検疫の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類およびその内容	提出先	根拠法令
輸出検査申請書提出 ↓	輸出者またはその代理人	『輸出検査申請書』 (◆偶蹄類・馬を輸出しようとする場合には、輸出予定日の90日前までに)	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第45条
動物の収容 ↓	家畜防疫官	申請に基づき係留施設に収容		
動物の係留検査 ↓		係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、検査が行われる。検査は、採血等により標本を採取し、臨床・血清・微生物・理化学・病理学等獣医学の技術を駆使して行われる。	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第36条、第37条
係留延長・再検査 ↓		検査の結果、監視伝染病にかかっているかその疑いのある動物等については、係留を延長して検査		『家畜伝染病予防法』第40条、第41条、第45条
結果 ↓		検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、『輸出検疫証明書』が交付される 検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは、病原体をひろげるおそれのある動物については、返送又は屠殺処分され焼却される	輸出者またはその代理人	『家畜伝染病予防法』第44条、第45条
合格の場合 ↓ 不合格の場合				

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

②畜産物等生きているものでない場合

輸出畜産物の検査は、家畜伝染予防法第 45 条に基づき検査が行われる。輸入国が、輸出国に対し家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない旨の証明を要求しているものも対象となる。中国については動物性産品の輸入に対して『動物検疫証明書』を求めている。

輸出者は『検疫証明書』を申請する場合、まず『輸出検査申請書』を動物検疫所に、次に検査対象物を動物検疫所あるいは家畜防疫官が指定する検査場所もしくは農林水産大臣が指定する検査場所のいずれかの場所に搬入する（P.8【表 1－4】）。

一般的に申請書類が十分であり、再検査がなければ、検査申請から検疫証明書発給までは 2～3 日である（P.7【図 1－4】）。

【図 1－4】 生きている動物以外の輸出検疫の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類及びその内容	提出先	根拠法令
輸出検査申請書提出	輸出者またはその代理人	・『輸出検査申請書』 (◆偶蹄類・馬などは相手国に輸入しようとする日の120～90日前までに) ・食肉衛生検査所発行の屠殺証明書あるいは取扱業者などの販売生産証明(牛、豚などの肉類、臓器類、皮類の場合) ・食鳥処理場の証明書など(家禽肉類、家禽加工品) ・販売証明書(レシート)(市販品の場合) ・輸入検疫証明書の写しなど(輸入したものの場合) ・中国の『検疫許可証』に記載される受入れ条件 ・その他家畜防疫官が検査に必要としている要求する書類 ※中国が要求している事項や、証明書様式などを説明する書類がある場合は、事前に家畜防疫官に相談 ※牛、豚、鶏等の生産された農場における伝染性疾病の発生状況の証明を求める場合がある。種類、証明の内容によって事前に地元の家畜保健衛生所から証明を受けなければならない場合がある (現在これらの産品は、実質上中国では輸入できない)	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第45条
商品の搬入		動物検疫所、家畜防疫官が指定する検査場所及び農林水産大臣が指定する検査場所のいずれかに搬入		
書類審査	動物検疫所	・検査申請書の記載事項 ・必要書類の添付の有無	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第36条、第37条
検査				
現物検査 精密検査 消毒		・動物検疫所、家畜防疫官の指定検査場所および農林水産大臣の指定検査場所のいずれかで実施 ・必要な場合には、微生物学的、理化学的等の精密検査を実施 ・ホルマリンガス、塩素消毒、SK消毒など	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第40条、第41条、第45条
結果 合格の場合 不合格の場合		・日本の『輸出検疫証明書』 ・中国政府が指定した検査証明書 ・輸出不合格となった場合は、焼却、返却処分など	輸出者またはその代理人	『家畜伝染病予防法』第44条、第45条

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

【表 1－4】日本の動物検疫所リスト

所名	電話番号	住所
北海道出張所	0123-24-6080	千歳市美々 新千歳空港国際線ターミナルビル
仙台空港出張所	022-383-2302	名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル
東京出張所	03-3529-3021	東京都江東区青海 2-56 東京港湾合同庁舎
成田支所検疫第 1 課	0476-32-6664	成田市三里塚御料牧場1-1 第 1 旅客ターミナルビル
成田支所検疫第 2 課	0476-34-2342	成田市古込字古込 1-1 第 2 旅客ターミナルビル
成田支所検疫第 3 課	0476-32-6651	成田市三里塚大字天浪字西原254-1
成田支所検疫第 4 課	0476-32-6658	成田市三里塚大字天浪字西原254-1
羽田空港出張所	03-5756-4860	東京都大田区羽田空港3-4-4
横浜本所	045-751-5921	横浜市磯子区原町 11-1
新潟空港出張所	025-275-4565	新潟市松浜町 3710 新潟空港ターミナルビル
清水出張所	0543-53-5086	静岡市清水日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎
小松出張所	0761-24-1407	小松市浮柳町 小松空港内
中部空港支所	0569-38-8577	愛知県常滑市セントレア 1 丁目 1 番地 CIQ棟
名古屋出張所	052-651-0334	名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎
関西空港支所	0724-55-1956	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地 CIQ合同庁舎
大阪出張所	06-6575-3466	大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎
神戸支所	078-222-8990	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎
岡山空港出張所	086-294-4737	岡山市日応寺1277 岡山空港ターミナルビル
広島空港出張所	0848-86-8118	広島県豊田郡本郷町大字善入寺字平岩 64-31 広島空港国際線旅客ターミナルビル
小松島出張所	08853-2-2422	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎
門司支所	093-321-1116	北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎
博多出張所	092-262-5285	福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎
福岡空港出張所	092-477-0080	福岡市博多区大字青木739番 福岡空港ビル
長崎空港出張所	0957-54-4505	大村市箕島町593 長崎空港ビル
鹿児島空港出張所	0995-43-9061	鹿児島県姶良郡隼人町嘉例川 1590-5
沖縄支所	098-861-4370	那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎
那覇空港出張所	098-857-4468	那覇市鏡水174 那覇空港合同庁舎

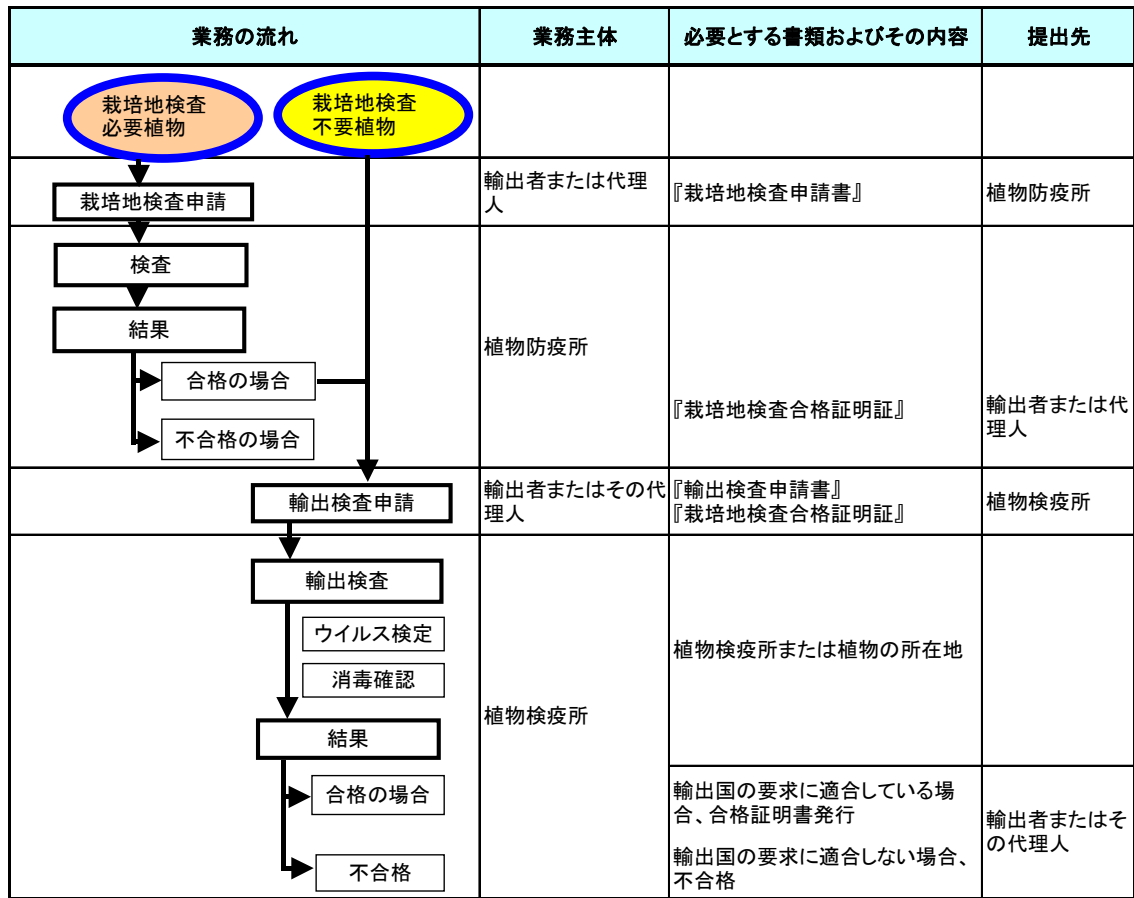
出所：農林水産省動物検疫所ホームページ(http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

3. 農林水産省が管轄する品目の手続(植物)

輸入国の要請により、日本での植物検疫証明書の取得が義務付けられている品目がある。植物防疫所では、検査の申請があった植物について、相手国の植物検疫要求に従って検査を行い、相手国の要求に合致していることを確認した場合は、『植物検査合格証明書』を発給する（P.9 【図 1－5】）。

植物の検疫については、①栽培地検査が必要となるもの（品目そのものでなく、栽培地・生育状況まで経過観察を必要とするもの）と、②品目ごとの検査のみを必要とするものの 2 つの種類がある。

【図 1－5】植物検疫の流れ



出所：農林水産省植物防疫所ホームページ (<http://www.pps.go.jp/faq/index.html>)

現在全国には 5 カ所の植物防疫所（横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所、那覇植物防疫事務所）が設置されており、さらにその下に支所を設けられている（P.10【表 1－5】）。

【表１－５】日本の植物防疫所リスト

事業所名	電話番号	住 所	管轄地域
横浜植物防疫所	横浜植物防疫所	045-211-7150 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、神奈川県、山梨県
	川崎出張所	044-288-3408 川崎市川崎区千鳥町12-3 川崎港湾合同庁舎内	
	札幌支所	011-852-1808 北海道札幌市豊平区羊が丘1	
	塩釜支所	022-362-6916 塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内	
	新潟支所	025-244-4401 新潟市竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎内	
	成田支所	0476-34-2350 成田市古込字古込1-1 成田国際空港 第2旅客ターミナルビル内	
	東京支所	03-3599-1136 東京都江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎内	
名古屋植物防疫所	名古屋植物防疫所	052-651-0111 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	中部空港支所	0569-38-8431 愛知県常滑市セントレア一丁目1番 中部空港CIQ庁舎内	
	伏木富山支所	0766-44-0954 高岡市伏木錦町11-15 伏木港湾合同庁舎内	
	清水支所	0543-52-3775 静岡市清水日の出町9-1 清水港湾合同庁舎内	
神戸植物防疫所	神戸植物防疫所	078-331-2806 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下関市を除く)、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
	大阪支所	06-6571-0801 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内	
	関西空港支所	0724-55-9010 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 CIQ合同庁舎内	
	広島支所	082-251-5881 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎内	
	坂出支所	0877-46-4108 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内	
門司植物防疫所	門司植物防疫所	093-321-1404 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市
	福岡支所	092-291-2504 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内	
	鹿児島支所	099-222-1046 鹿児島市泉町18-2-33 鹿児島港湾合同庁舎内	
	名瀬支所	0997-52-0459 名瀬市長浜町1-1 名瀬合同庁舎内	
那覇植物防疫所	那覇植物防疫事務所	098-868-0715 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内	沖縄県

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ (<http://www.maff.go.jp/www/maff/local/syokubou.html>)

4. 厚生労働省が管轄する品目の手続(水産物)

中国に向けヒトの食用に供する水産動物(活水産動物およびその繁殖材料を除く)、藻類等水生植物並びにこれらの加工品の輸出には、厚生労働省の『衛生証明書』の発行が義務付けられている。厚生労働省は、北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、四国厚生支局、九州厚生局の7つの地方厚生局と1つの支局(【表1-6】)を設けている。

輸出者は、厚生労働省が指定している検査機関・会社(P.12【表1-7】を参照)に検査を依頼し、検査結果を持って、都道府県の保健所、保健所所在市および特別区の保健所で、『衛生証明書』の発行を受けるシステムとなっている(P.12【図1-6】)。

【表1-6】地方厚生局分布

事業所名	電話番号	住 所	管轄地域
北海道厚生局	011-709-2703	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 8階	北海道
東北厚生局	022-726-9264	仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21F	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	048-740-0711	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 7F	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	052-959-2836	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	06-6942-2241	大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館3階	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	082-223-8291	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
四国厚生支局	087-851-9565	高松市福岡町4丁目28-15	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	092-432-6782	福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

出所：厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/map.html>)

【表 1－7】日本の主な衛生検査機関（厚生労働省指定）

所在都道府県名	検査機関の名称	指定検査機関の所在地	電話番号
埼玉県	(社) 埼玉県食品衛生協会	さいたま市浦和区高砂 4 丁目 4 番 17 号	048-862-2253
東京都	(財) 日本冷凍食品検査協会	港区芝大門 2 丁目 4 番 6 号	03-3438-1411
大阪府	(社) 大阪食品衛生協会	大阪市中央区伏見町 2 丁目 4 番 6 号	06-6227-5390
その他	各地域に設けられている。詳細は次のホームページで確認されたい http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kan/06.html		

【図 1－6】水産物の衛生証明書取得の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類およびその審査内容	申請先機関	所要時間・費用
事前確認	輸出者	・事前検査商品・検査項目を確認する	地方厚生局 または保健所	
検査依頼書の記入		『検査依頼書』 ・品名（邦文・英文） ・数量（個数・重量・明細） ・サンプリング場所等々	登録検査機関 （厚生労働省に登録している登録検査機関） 厚生労働省のホームページから検索できる）	
各種書類の準備・提出		①検査依頼書 ②入庫明細 ③インボイスなど		
検査受付	日本冷凍食品検査協会などのような検査機関 ※検査機関のリストは「日本検査機関・会社（厚生労働省指定）を参照されたい」	サンプリング日時決定		・2～3週間 ・費用は検査項目によって異なる
検査実施 官能検査 採取・試験検査		検査実施		
成分分析証明書		・検査機関による押印、証明書となる		
水産食品の場合 保健所		・検査機関の検査証明書に基づき、『衛生証明書』が発行される		

5. 厚生労働省指定検査機関が検査を行う品目の手続(加工食品)

加工食品についても『衛生証明書』が必要である。ただし、水産物は厚生労働省が『衛生証明書』を発給しているが、加工食品は、現在、『衛生証明書』を発給する公的機関がない。そこで、厚生労働省が指定している検査機関（P.12【表 1－7】）に検査を依頼し、検査機関が押印した検査結果書類をもって公的証明書の代用として用いているのが実態である。

加工食品の必要検査項目は、日中間の公的取決めがないために、明確には定まっていないが、輸出者は輸入者または中国検疫局に確認し、どのような検査項目が必要か、事前に情報収集する必要がある。しかし、実際には、輸入者側も必ずしも明確に検査項目を特定しているわけではなく、多くの場合、大腸菌や生検数程度の分析結果で通用しているのが実態である（検査項目が増えれば、その分、検査料金や手数料が必要となる）（【図 1－7】）。

【図 1－7】加工食品の衛生検査の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類および その審査内容	申請先機関	所要時間・ 費用
事前確認	輸出者またはその代理人	・事前検査商品・検査項目を確認する	輸入者または中国検疫局	
検査依頼書の記入		『検査依頼書』 ・品名(邦文・英文) ・数量(個数・重量・明細) ・サンプリング場所等々	登録検査機関 (厚生労働省に登録している登録検査機関)	
各種書類の準備・提出		①検査依頼書 ②入庫明細 ③インボイスなど	厚生労働省のホームページから検索できる)	
検査受付	日本冷凍食品検査協会などのような検査機関 ※検査機関のリストは「日本検査機関・会社(厚生労働省指定)を参照されたい」	サンプリング日時決定		・2～3週間 ・費用は検査項目によって異なる
検査実施		検査実施		
官能検査				
採取・試験検査				
成分分析証明書		検査機関が押印する		

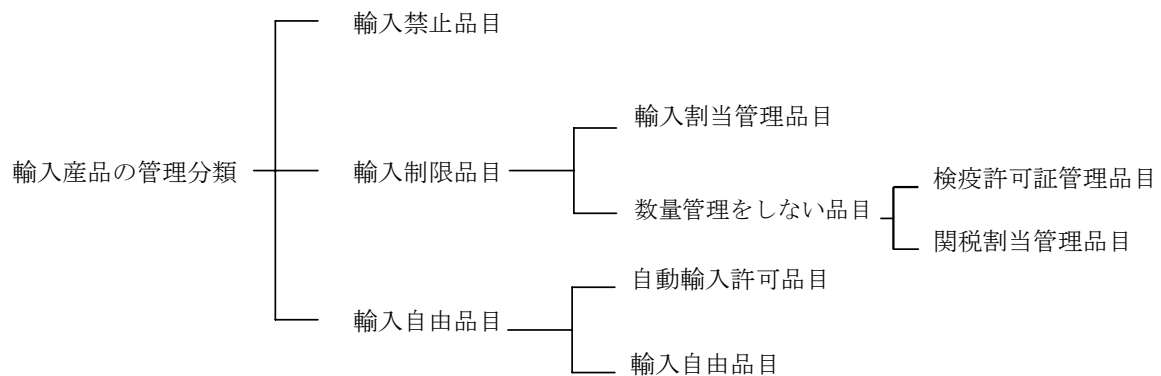
II. 中国の輸入規制

1. 輸入産品に対する管理体制

中国では『貨物輸出入管理条例』に基づき、輸入産品は、①輸入禁止品目、②輸入制限品目、③輸入自由品目の3つに分類される（【図1－8】）。

また、一部の産品の輸入は、指定された国営貿易会社だけで取り扱われている。

【図1－8】輸入品の管理分類



2. 輸入禁止品目

中国での輸入禁止品目は、主に以下の法令によって規制されている。これらは国务院外経貿主管部門と国务院主管部門によって調整し、策定される。ただし、科学研究用の特殊目的であれば、国家動植物検疫機関の特別許可審査を受けることができる。

- ① 『ワシントン条約』の規定によるもの
- ② 疫病の発生により発動された規制によるもの
- ③ 中国の『対外貿易法』および『輸入禁止の貨物目録』によるもの

日本からの輸入が禁止されている品目は次のようなものがあげられる（【表1－8】）。

【表1－8】輸入禁止品目一覧表（日本から輸入する場合）

品目・内容		根拠法令
動植物の病原体（バクテリア種、毒種などを含む）、害虫および他の有害生物		・『対外貿易法』 ・『輸入禁止貨物目録』
動物の死体		
土壌		
強力な毒薬や、麻酔剤、アヘン、モルヒネ、ヘロイン、コカインなどの麻薬		
虎の骨、犀牛の角		
動植物の疫病が発生し流行している国家・地域の関連動植物、動植物製品と他の検疫物	スクレピー 羊、羊胚胎、羊精液、羊内臓とその製品、肉骨粉、羊脂（油）および羊蛋白を含む動物飼料	・農業部、農検疫発「1996」第7号 ・農業部農検疫発「1997」第1号 ・国家動植物検疫局文件動植検動字「1996」第78号
	牛海綿状脳症 牛、牛精液、牛胚胎、牛肉とその製品、肉骨粉など動物飼料	・農業部、国家出入国検験検疫局共同公告第143号 ・農業部、国家品質検験総局共同公告第407号 ・国家品質検験総局文件国質検動函[2001]第396号
	鳥インフルエンザ 家禽とその製品	・農業部、国家品質検験総局共同公告第337号
	豚コレラ 豚とその製品	・内部明電、国質検明質発[2004]81号
大豆種子、馬鈴薯種芋、松類苗木・接穂		・『中華人民共和国進境植物検疫禁止進境物名録』

3. 輸入制限品目

『貨物輸出入管理条例』に基づき、輸入制限品目は「輸入割当管理品目」（輸入数量で管理する品目）と「数量管理をしない品目」に分類されている。

「輸入割当管理品目」とは、輸入数量が制限される品目であり、輸入量の上限枠が設定されている。これに該当する品目は、毎年 7 月 31 日までに公布され、輸入者は、8 月 1 日から 8 月 31 日までに申請割当配分を取得する必要がある。ただし該当年度の割当数量の上限に達すると受付は終了する。

「数量管理をしない品目」は、「検疫許可証管理品目」と「関税割当管理品目」に分けられる。

「検疫許可証管理品目」とは、輸入者が輸入をする前に、国家質量監督検験検疫総局から『検疫許可証』を取得しなければならない品目であり、①生きている動物、②食用性動物産品、③非食用性動物産品、④動物性飼料産品、⑤果実と野菜類、⑥煙草類、⑦穀物類、⑧大豆類、⑨飼料類、⑩薯類、⑪植物の種子および苗などの 11 種類に大きく分けられている（P.17【表 1－9】）。

「関税割当管理品目」とは、一定枠内の数量は関税率が低い一般関税（輸入関税が安くなる）が適用されるが、枠外の数量を輸入する際は、割高な関税率が適用される品目である。関税割当管理品目は、毎年 9 月 15 日から 10 月 14 日までに公布され、中国側の輸入者は 10 月 15 日から 10 月 30 日まで申請手続を行う必要がある（P.17【表 1－10】）。

輸出業者は、日本から輸出しようとする産品が、「検疫許可証管理品目」、「関税割当管理品目」に該当しているかどうか事前に確認する必要がある。該当する場合は、中国の輸入業者にライセンスの保有を確認する。

【表 1－9】検疫許可証管理品目

項目		内容	根拠法令
動物 (水産物を含む)	生きている動物	飼養動物、野生動物を含む (畜、禽、蛇、亀、海老、蟹、貝、蚕、蜂など)	・ 中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局2002年第2号公告『進境動植物検疫審査批准名録』 ・ 『進出境動植物検疫法』第10条：輸入動物、動物産品、植物種及びその他繁殖材料は、事前に申請し、検疫審査・許可手続が必要
		動物の胚胎、精液、受精卵、種蛋およびその他動物の遺伝物質	
	食用動物産品	肉類およびその産品（臓器を含む） ※ただし、ソーセージ、ハム、缶詰、食用高温練成動物油など加工肉類は除く	
		動物水産品（魚介類など）	
		たまご類およびその製品	
		生鮮乳	
	非食用動物産品	皮革類、毛類、骨蹄角およびその産品	・ 農業部、国家質検総局の聯合文（農牧発[2000]21号および[2001]第144号）
		ゼラチン、蚕のまゆ、動物性飼料及び飼料添加物	
		飼料用乳清粉、魚粉、肉粉、骨粉、肉骨粉、油脂、血粉、血液等、動物の成分を含んだ有機肥料	
	動物性飼料	肉骨粉、骨粉、肉粉、血粉、動物の脂肪、血漿粉、干血漿、及び血液産品、脱水蛋白、蹄粉、角粉、鶏糞碎粉、羽毛粉、油粕、魚粉、骨ゼラチンおよび上述原料加工した各種飼料	
植物	果物と野菜類	新鮮果物、茄子、トマト、唐辛子果実	・ 中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局2002年第2号公告 ・ 『進境動植物検疫審査批准名録』
	煙草類	煙草の葉および煙草の切片	
	穀物類	小麦、大麦、玉米、粳米、黒麦、えんがく、からすむぎ、こりゃん等	
	大豆類	大豆、緑豆、えんどう豆、さやえんどう、赤豆等	
	飼料類	麦麩、豆餅、豆粕等	
	薯類	じゃがいも、キャッサバ、さつまいもモ等及びその加工産品	
	植物の種子、苗		

【表 1－10】関税割当品目

品目	根拠法令
小麦	国家経済貿易委員会、税関総署令第27号『農産ピン輸入関税割当管理暫定方法』
トウモロコシ（粉・穀粒を含む）	
米（粉・穀粒を含む）	
豆の油	
菜種	
シユロ油	
食用砂糖	
綿花	
羊毛	
ウールトップ	

留意点

- ✓ 関税割当管理品目に該当したら、輸入者へ割当ライセンスの取得を確認しよう。
- ✓ 検疫許可証管理品目に該当したら、商品を輸出する前に、輸入者へ検疫許可証の取得を確認しよう。

4. 輸入自由品目

中国の『貨物輸出入管理条例』に基づき、輸入自由品目は「自動輸入許可品目」と「輸入自由品目」に分類されている。

「自動輸入許可品目」とは、中国側が輸入状況を監視する必要があると定めた品目で、毎年改定される。たとえば一部のタバコ産品と一部の酒などである。中国側の輸入者は、それらの品目を輸入する際に、『自動検疫許可証』を取得する必要がある。申請すれば、原則として即時発給される品目である。

「輸入自由品目」とは文字どおり事前に許可や届出を必要とせず、自由に輸入できる品目である。

5. 国営貿易管理品目

国営貿易管理品目は、国営貿易企業しか輸入できない品目である（【表 1－1 1】）。

【表 1－1 1】国営貿易管理品目

対象品目	輸入者	住所	電話
糧食	中国糧油食品進出口(集団)有限公司	北京市建国門内大街8号中糧広場A座11層	010-65268888
植物油	中国糧油食品進出口(集団)有限公司	北京市建国門内大街8号中糧広場A座11層	010-65268888
	中国土産畜産進出口総公司	北京市東安門大街82号	010-5135955
	中国南光進出口総公司	北京市灯市大街14号	010-5132227
	中谷糧油（集団）公司	北京市海淀区西三環中路5号	010-88518866
	華墾物資有限公司	北京市阜外大街甲28号京潤大厦12層	010-68042030
	僑建工貿投資發展有限公司	広州市海珠区南洲路48号	020-84331888
砂糖	中国糧油食品進出口(集団)有限公司	北京市建国門内大街8号中糧広場A座11層	010-65268888
	中国出口商品基地建設総公司	北京市方庄芳星園3区16、17号楼	010-7628899
	中国糖業酒類集団公司	北京市西外大街110号	010-68360997
	中国商業対外貿易総公司	北京市復興門内大街45号	010-66095603
煙草	中国煙草進出口（集団）公司	北京市宣武区広安門外大街9号	010-63605000
綿花	中国紡織品進出口総公司	北京市東安門大街82号	010-5135533
	天津紡織工業供銷公司	天津市和平区営口道一号	022-23317055
	上海紡織原料公司	上海市虹橋路1488号	02-62089000

6. 今後の管理・規制の方向性

中国政府は、今後農林水産物・食品の輸入について、以下の方向で調整する見込みである（上海市人民政府経済委員会資料による）。

- ① 検疫許可証必要品目をなくしていく。
- ② 糧食、綿花、食用油などの農産物の輸出入は、依然として政府レベルの交渉による。
- ③ 農産加工品は全面的に開放する。
- ④ 畜産製品は条件を付け開放する。
- ⑤ 動植物の検疫検査を強化する。
- ⑥ 食品検疫を強化する。
- ⑦ 遺伝子組み換え生物材料、種子、農薬、飼料添加剤、野生動物の輸入をコントロールする。

Ⅲ. 中国の検疫・通関を円滑に行うための日本での 事前業務・手続

中国への農林水産物・食品の輸入については、①検疫の観点（病原体、害虫）および②安全性の観点から中国検験検疫局が管轄しており、輸入するためには定められた手続をとる必要がある。

輸入者が検験検疫の許可を得る目的で申請手続を行うためには、輸出者側の情報が必要となる。特に食品の場合、安全性の観点から、生産業者が適正な方法で食品を製造していることの証明が求められるが、これは輸出側でしか準備できない。これらの情報伝達がうまくいけば、輸入者側も迅速に手続を終わらせることができ、スムーズに商品を市場に投入できる。

したがって、輸出者は可能なかぎり輸入者が必要とする書類や情報を理解し、あらかじめ準備することが不可欠となる。

1. 生きている動物の手続

中国に生きている動物を輸出しようとする場合は、個々の動物毎に日中間政府レベルの検疫協定の締結が必要とされる。しかし、現在日中間検疫協定が締結されているのは馬のみであり、検疫協定が締結されていない動物の輸出は一般的に難しいとみられる。馬の輸出には、法定輸出検疫物として、日本の『動物検疫証明書』が必要である。

2. 動物性産品の手続

日本では、BSE、鳥インフルエンザ、スクレピー、豚コレラの発生があったため、日本からの牛肉、家きん肉、羊肉、豚肉およびそれらの加工品は輸入禁止となっている（【P.15 表 1－8】）。

現在日中両国政府は、牛肉、家きん肉、豚製品の輸入について協議を行っている。

輸出禁止品目以外で日本の動物検疫が必要とされる品目については、動物検疫所が『動物検疫証明書』を発行する（例えば、牛乳等酪農品や鶏卵）。

さらに、日本産品であることを証明する『原産地証明書』の取得が必要である。

3. 生鮮植物(野菜・果実)の手続

1) 輸入できる品目

中国に輸入できる品目は、以下のものである。

- ① 輸入実績のあるもので、現在は、りんご、なしのみである。
- ② 有害生物のリスク評価を受けたものである。輸入実績のない植物は、まず有害生物のリスク評価を受ける必要がある。現在日中間政府では、米、かき、もも、ぶどう、いちご、さくらんぼ、キウイフルーツ、すいか、メロン、かんきつ類、長いものの 11 品目について協議中である。

2) 『植物検疫証明書』（『植物検査合格証明書』）

リンゴ、梨を中国に輸出する際、『植物検疫証明書』（『植物検査合格証明書』）を取得しなければならない。

3) 『原産地証明書』

日本各地の商工会議所で発行される、日本産であることを証明する『原産地証明書』の取得が必要である。

4) 表示ラベル

果実については、2005 年 7 月 5 日から実施された『輸入果実検疫検査監督管理』によると、製品の表示は中国語または英語で、果実の名称、産地、包装メーカーなどを表示しなければならない。

4. 水産物の手続

1) 『衛生証明書』

ヒトの食用に供する水産動物（活水産動物および繁殖材料を除く）および藻類など水生植物並びにこれらの加工品については、中国に輸入する際には、日本の公的機関発行の衛生証明が必要である。この証明書は、都道府県の保健所、保健所所在市および特別区の保健所で発行される。

2) 製造業者として保健所への登録

『衛生証明書』を取得するためには、年 2 回、都道府県の保健所に対して、商品を適正に保管あるいは製造する施設（養殖場や水産加工工場）としての施設登録を行う必要

がある（貨物が適正に生産・保管されていることの証明）。

5. 加工食品の手続

1) 『衛生証明書』

加工食品の輸出については、『衛生証明書』の取得が必要である。

日本では、加工品の衛生証明を発行する公的機関はない（保健所は水産物の衛生証明のみを管轄する）。そこで、輸出業者は、厚生労働省が指定している検査機関・会社に検査を依頼し、検査機関が押印した検査結果書類で公的証明書の代行として用いているのが実態である。

2) 検査項目

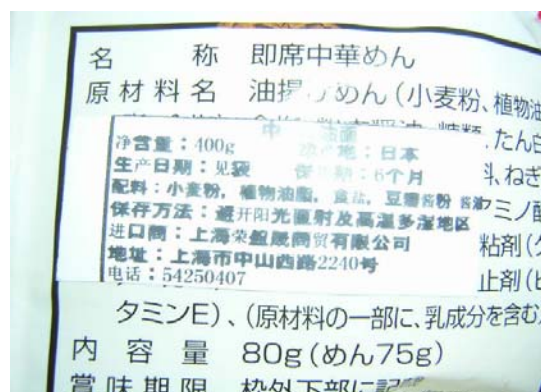
輸出者は輸入者または中国検疫検疫局に、食品衛生検査としてどのような検査項目が必要かの情報収集を行う必要がある。しかし実際には、輸入者側も必ずしも明確に検査項目を特定しているわけではなく、多くの場合、大腸菌や生検数程度での分析結果で運用している。

3) 食品ラベル

中国に輸入される食品は、中国語の輸入食品表示ラベルが必要である（【図1－9】）。

一般的には、表示ラベルの作成は中国の輸入業者が行うが、日本の輸出業者に作成を依頼するケースもある。

【図1－9】輸入食品表示ラベルの見本



4) 品質を証明する書類

食品安全の観点から、輸出者は、①安全な原材料を利用し成分・内容が適正であること、②適正な製造工程で生産されたことなどの内容を証明する必要がある。

このため、『原産地証明書』、『成分分析書』（添加剤使用等）、食品生産メーカーの営業許可証（写）が求められる。

6. 包装資材の手続

1) 外装梱包も検疫検疫の対象

包装資材は、①非木質梱包（木箱以外のカートン等）、②針葉樹を用いた包装（木箱）、③非針葉樹を用いた梱包（木箱やパレット）に分けられる。①の場合は、輸出者が『非木材梱包声明』（包装は木質包装ではない）という書類を用意する必要がある（書式は自由）。②の場合は、『消毒証明書』（害虫を駆除するのに必要な熱処理がされたこと）を証明しなければならない（規定に沿った木材を生産し証明書を発給できる認可業者リスト（<http://www.pps.go.jp/konpozai/index.html>）を参照）。③の場合は、輸出者が『非針葉樹材梱包声明』（梱包材は針葉樹を用いていない）という書類を用意する必要がある（書式は自由）。

【表 1－12】包装資材に対する検疫、証明書類

包装種類	検疫要求	必要な証明書類
非木質梱包	なし	『非木材梱包声明』（輸出者）
針葉木質梱包	熱処理が必要となる。 （木材中心温度は56℃以上で、 30分加熱）	『消毒証明書』（植物防疫所）
非針葉木質梱包	輸入検疫要求に一致し、ただし 有害生物が付随してはならない。	『非針葉樹木梱包声明』（輸出者）

木質梱包材とは貨物を積載、包装、下敷、支持、補強する木材で、例えば木箱、クレート、木枠、木樽、木軸、木楔敷き板、パレット、枕木、当て木などである。ただし、人工合成あるいは加熱、加圧等高度に加工した包装材料、例えば屑板、ファイバーボードなどは除く。